

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 北信森林管理署庁舎等電力供給業務（単価）
(2) 需要場所 長野県飯山市大字飯山 1090-1
北信森林管理署庁舎及び敷地内施設

2 仕 様

(1) 契約電力及び予定使用電力量

契約区分	契約電力量	予定使用電力量 (kWh)
低圧電力	19kW	9,400
従量電灯C	28KVA	22,000

(月別予定使用電力量は別添電力予定使用量のとおりとする。)

- (2) 電力量料金の算定にあつては、発電費用等の変動による調整を行うこと。
(3) 再生可能なエネルギー賦課金については、経済産業大臣が毎年度定める賦課金単価に電力使用量を乗じて算出する。
(4) 供給期間
令和8年4月検針日から令和9年4月検針日の前日まで。
(5) 電力量等の検針
① 自動検針装置 : 有
② 電力会社の検針方法 : 自動検針
③ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器
(6) 需給地点及び電気工作物の財産分界点
需給場所における北信森林管理署が設置した中部電力パワーグリッド株式会社の架空引込線と北信森林管理署の開閉器電源側接続点。但し、取引用計量装置は、中部電力パワーグリッド株式会社の所有である。
(7) 保安上の責任分界点
需給地点及び電気工作物の財産分界点と同じ。
(8) 請求に係る料金の算定
ア 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入とすること。
イ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円としその端数は切り捨てることとする。但し、消費税等相当額を加算する場合は、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てること。

3 協 議

- (1) 詳細な事項及び本仕様書に定めのない供給条件等については、中部管内の一般気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）若しくは、契約者が定める電力供給に係る標準的な約款(電気需給約款等)によるものとし、担当職員と必要に応じて打合せのうえ対応するとともに、業務について疑義が生じた場合には、直ちに担当職員と協議して対応するものとする。
(2) 各月の電気料の算定方法については、基本料金の力率割引又は、割増、電力料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、中部管内の旧電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとし、これによりがたい場合は協議する。

4 その他

(1) 契約履行に当たり、敷地内への計器類の設置が必要な場合は、これを認める。この場合にかかる経費については、事業者の負担とする。この仕様書に定めのない事項や供給条件については、発注者と、受注者が協議のうえ決定するものとする。

(2) 供給地点番号は以下のとおり

北信森林管理署低圧電力 04-0514-6105-0407-1000-0000

北信森林管理署従量電灯 C 04-0514-6105-0407-0000-0000